

令和5年第5回臨時会  
相良村議会臨時会会議録

令和5年3月29日

熊本県相良村議会



令和5年第5回相良村議会臨時会会議録

令和5年3月29日（水曜日）

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第36号 令和5年度相良村一般会計補正予算（第1号）

（質疑・討論・採決）

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者（2名）

村 長 吉 松 啓 一 君 保健福祉課長 平 川 千 春 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時



○議長（黒木正照君） おはようございます。全員出席でございます。只今から令和 5 年第 5 回相良村議会臨時会を開会します。本臨時会においては、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策としてマスク着用を認めています。これから本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（黒木正照君） 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、5 番議員、中村重道君、  
{「はい。」と、5 番議員。}  
6 番議員、西本巳喜男君、  
{「はい。」と、6 番議員。}  
を指名します。



#### 日程第 2 会期の決定の件

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。  
{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}  
異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。



#### 日程第 3 議案第 5 号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 3、議案第 36 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 1 号を議題とします。本案について説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） おはようございます。それでは、議案第 36 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,293 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 2,129 万 2,000 円とするものでございます。それでは、歳出の主なものにつきまして 8 ページの歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますが、衛生費関係では 1,293 万 2,000 円の増額補正でございます。10 ページの保健衛生費の予防費におきまして、新型コロナワクチン接種委託料 968 万 2,000 円。新型コロナワクチン接種事業に係るシステム改修委託料 121 万円など、5 月から事業開始となる新型コロナワクチン接種の関係費用として増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしまして 7 ページの歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫負担金及び財政調整基金からの繰入金をもって充てるものでございます。以上、議案第 36 号につきましてご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、9 番議員。}

はい、9 番議員。

○9 番（市岡智恵君） おはようございます。9 番、市岡です。質疑をさせていただきます。委託料で 968 万 2,000 円と計上してありますが、現在の新型ワクチン接種についてはどのような状況か、また、率としてはどのようにになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（黒木正照君） はい。保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君） 議員の皆様、おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。3 月 29 日時点で、新型コロナワクチンの接種料ですが、1 回目、2 回目を受けられた方が、村内の接種対象者で 9 割を超してきております。オミクロン株対応ワクチンにつきましては、接種対象者で 60.49 パーセントの方が現在接種されている状況であります。以上、お答えいたします。

{「はい、議長。」と、9 番議員。}

○議長（黒木正照君） はい、9 番議員。

○9 番（市岡智恵君） はい。1 回目、2 回目、村内で 9 割、オミクロンが 60.49 パーセントということで、答弁をいただきましたけれども、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（黒木正照君） 他にご質疑ありませんか。

{8 番議員、挙手。}

○議長（黒木正照君） はい、8 番議員。

○8 番（小善満子君） 8 番議員、質問いたします。この歳出の予防費のことなんですが、11 の 4 の手数料で市医師会予約事務手数料で 127 万 6,000 円、計上されているんですが、この 127 万 6,000 円というのは、やはり医師会に予約して、その受ける人が各医療機関に行ってしまうという、そういうシステムになっているんですかね。それが一つと、このコロナワクチンの健康管理システム改修ですね。システムにつきましては 121 万組んでありますが、これはパソコンについてのシステム改修になるんですかね。この健康管理というのは、あくまでもコロナの接種することについてのシステム改修ということになるんでしょうか。保健福祉課長、お願いいたします。

○議長（黒木正照君） はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（平川千春君） 保健福祉課長、お答えいたします。まず市医師会予約事務等手数料ですが、これは 1 件当たり 300 円。医師会を通じて接種された場合、いろいろ電話とかでのやりとりとか、予約とかのことがありますので、300 円支払うことになっておりますので、その分を計上させていただいております。それと健康管理システム改修ですが、これは、また接種体制がちよっと変わってきますので、接種券

とか、そういう通知をするためのシステム改修となっております。以上、お答えいたします。

{「はい、議長。」と、8番議員。}

○議長（黒木正照君） はい、8番議員。

○8番（小善満子君） これは予算には関係ないんですが、もう、このコロナのワクチンというのが、5類に移行しましたですね。そうした場合、まだはっきりは分かっていないと思うんですが、もう5類になったから、今までのインフルエンザと一緒に、この接種する場合は、受給、ワクチンを受けた場合は、受診料、手数料、例えばワクチン代ということで払わなくてはならないのか、現時点で分かっていることを教えてください。

○議長（黒木正照君） はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君） 保健福祉課長、お答えいたします。現時点で分かっている分につきまして、住民さんから特に接種の料金を徴収することはないと思います。その分につきましては、委託料で国のほうから負担金として入ってきます。ただ、事務費、システム改修とか先ほどの手数料とかにつきまして、補助率がまだ分かってなくて、今後、補助率につきましては、また分かり次第、歳入予算のほうで計上させていただこうと思っております。以上、お答えいたします。

○8番（小善満子君） はい。以上で終わります。

○議長（黒木正照君） はい。他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番（西本巳喜男君） おはようございます。6番、お尋ねいたします。最初のところで、村長の説明の中で、このコロナワクチン接種については5月からの開始になるということで説明なさいました。3月の定例会で当初予算が可決したわけですけど、その中には、この金額は反映されてなかったからということですが、なぜ今の時期、私が想像するに国庫支出金からの金額が確定した、分かったために今回、すぐに出されたかなということだと思います。当初予算を早速、補正で今回組むということについて、すぐだったけど、なぜ、またすぐされるとかということ、そういうことが原因かなと思ってるんですけど、確認のため、課長お願いします。

○議長（黒木正照君） はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君） 保健福祉課長、お答えいたします。3月議会の時点では、ちょっとまだ国とかからの方針が来ておりませんで、予算計上ができなかったんです。3月議会で、5年度分で上げさせていただいた分につきましては、まだ残っている、3月接種されたり、4月に接種されるオミクロン株の方たちの分は、5年度で出すようになっておりましたので、その分を予算計上させていただいたということでござ

います。以上お答えいたします。

○6番（西本巳喜男君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、6番議員。

○6番（西本巳喜男君） 今ので分かりました。終わります。

○議長（黒木正照君） 他にご質疑ございませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第36号、令和5年度相良村一般会計補正予算第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第36号、令和5年度相良村一般会計補正予算第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） ただいま議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和5年第5回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前10時13分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員